

能代市不妊治療費助成のご案内

✿ 一般不妊治療 ✿

・対象となる治療

特定不妊治療以外の不妊治療（タイミング療法、排卵誘発法、精巣生検、人工授精など）、不妊を診断するための検査。（スクリーニング検査、精液検査など）

・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

- 1) 不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（事実婚夫婦を含む）
- 2) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 3) 夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者である
- 4) 夫婦の双方が市税及び国民健康保険税を滞納していない



・助成内容

○一般不妊治療にかかった自己負担額（検査、治療、薬剤費等。高額療養費や付加給付金を除く。）について、1年度（4月1日～3月31日）あたり15万円を限度に助成します。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに受けた治療が対象です。

・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 一般不妊治療費助成金申請書
 - ② 一般不妊治療費助成事業医療機関受診証明書
- ※医療機関に証明書の発行を依頼する際、院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。
- ③ 医療機関が発行した領収書等の写し（院外処方がある場合は、薬局の領収書・明細書も）
- ※領収書等がない費用は助成できない場合があります。
- ④ 夫及び妻の住民票（マイナンバーの記載のないもの）
 - ⑤ 夫及び妻の納税証明書
- ※転入等で能代市での内容が確認できない場合は提出が必要です。
- ⑥ 夫及び妻の医療保険各法の記号及び番号がわかるもの
- ※資格確認書、マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格確認情報の写しのいずれか
- ⑦ 請求書*1
 - ⑧ 高額療養費や付加給付金ができるもの（該当者のみ）
 - ⑨ 夫婦の戸籍謄本（住所が同一でない夫婦や事実婚夫婦の場合）
 - ⑩ 事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦の場合*1）
 - ⑪ 助成金振込先金融機関の通帳等の写し

*1：①②⑦⑩は能代市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課にお問合せください。

*2：④⑤は市が情報を閲覧することに同意される場合は、不要です。申請書に同意書がついています。同意されない方で、④⑤を無料で取得したい場合は、事前に子育て支援課までご連絡ください。

申請期限：令和8年3月31日

※期限内に申請が間に合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。

HPはこちら→



特定不妊治療は裏面へ→

✧特定不妊治療✧

お願い

特定不妊治療助成事業の申請をお考えの方は、あらかじめご加入の健康保険者から「**限度額適用認定証**」の交付を受けてから受診するようお願いいたします。具体的な手続きや上限額などは加入の医療保険者（国民健康保険の場合は能代市）にお問合せください。
※マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」は不要となるため事前に医療機関へご確認ください。

・対象となる治療

体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療。

・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

- 1) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 2) 「秋田県特定不妊治療費助成事業（以下、県事業）」の承認決定を受け、特定不妊治療に直接要した費用が県事業の助成額を超えている（先に秋田県山本地域振興局に申請する必要があります。詳しくは能代保健所【0185-52-4333】にお問合せください。）

・助成内容

○特定不妊治療費から県事業の助成額を引いた額で、1回の治療につき15万円を限度に助成します。

○秋田県の承認決定日が令和7年4月1日～令和8年3月31日までの分が対象です。

・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 特定不妊治療費助成金申請書＊1
 - ② 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
 - ③ 秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書の写し（該当者のみ）
 - ④ 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
 - ⑤ 医療機関が発行した領収書等の写し（院外処方がある場合は、薬局の領収書・明細書も）
- ※領収書等がない費用は助成できない場合があります。
- ⑥ 夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）＊2
 - ⑦ 請求書＊1
 - ⑧ 限度額適用認定証の写し又は高額療養費や付加給付金等の支給金額が確認できる書類（保険者から支給される場合のみ）
 - ⑨ 助成金振込先金融機関の通帳等の写し

②③は、県に提出する前にコピーをとっておいてください。



- ＊1：①⑦は能代市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課にお問合せください。
＊2：⑥は市が情報を閲覧することに同意される場合は、不要です。申請書に同意書がついています。同意されない方で、⑥を無料で取得したい場合は、事前に子育て支援課までご連絡ください。

申請期限：令和8年3月31日

※期限内に申請が間に合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。

HPはこちら→

